

大鹽平八郎書簡集

三

特259

84

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5

始



物259
件

後素手稿



後 素 手 簡

天保四年九月十一日附平松樂齋宛

同 日平松樂齋宛

同年十月三日附平松樂齋宛

同 日小谷巢松宛

同 年月日不詳平松樂齋宛

同年十二月十四日附平松樂齋宛

同年十二月廿四日附小谷巢松宛

同五年正月四日附平松樂齋宛

同年二月一日附平松樂齋宛

同年二月十八日附平松樂齋宛

同年四月六日附平松樂齋宛

同年四月七日附平松樂齋宛

同年四月廿二日附齋藤拙堂宛

同 年 五 月 廿 一 日 附 平 松 樂 齋 宛

同 日 川 村 竹 坡 宛

同 年 八 月 廿 八 日 附 豚 飼 敬 所 宛

同 六 年 二 月 廿 二 日 附 平 松 樂 齋 宛

同 七 年 五 月 十 三 日 附 平 松 樂 齋 宛

同 七 年 五 月 廿 九 日 附 平 松 樂 齋 宛

同 七 年 五 月 十 一 日 附 平 松 樂 齋 宛

同 七 年 五 月 十 一 日 附 平 松 樂 齋 宛

同 七 月 四 日 附 平 松 樂 齋 宛

後 素 手 簡

此の手紙は天保四年
のものなり、此年七月
大鹽平八郎、富士登山
の序、其月下旬伊勢山
田に到り、足代弘訓の
家に寓す、歸途八月上
旬津城を通り、六日出
發、九日歸坂といふ。

先月十二日、托山内團次郎殿奉狀、未得邸報内、當朔伊州より之御一封、六日授圭、
御國元々被發候先月廿二日付之御手教は、却而七日着、何れも捧讀仕候、先以秋寒無
御障、彌御壯適被成御起居、奉賀候、先般參上御世話に罷成候義は、先書を以申上候
付、無用之贅語、枝蔓仕候故、署仕候、新茗御厚惠奉虔謝候、御約束之荒木氏へ被仰
諭書御寫被遣、慥落手仕候、純孝之御人物奉感候、寫は留置候、來狀は返上御入手可
被下候、其餘縷々被仰下候御義、逐一奉承知、天假良緣得拜晤、積年之鬱陶散候、今
命なくとも、蟄届素より之事にて、世間之榮辱患難を不掛方寸候間々、其爲劄記に申
盡候太虛之學問いたし候義にて、人之誹議は不構、只自了而已に御座候、御心配不被
下候様奉存候、來年は御出坂も被下候よし辱奉存候、官守有ル御身は、自在に難成も
のに候間、枉て御越は御無用、僕は隱者又山水游覽ため、御方角江出可申候間、再訪
寛々可申盡と奉存候、大抵來春正二月之間と思召可被下候、拙堂兄定而御出坂可有之
候間、内々心待申候、斯御人へ談可申候、

一 御家内様方へ宜奉頼候

關八月朔、東國大風雨家屋を損じ、樹木を折り、所々怪我ありしと云。

關足代息女とあるは女字誤るべし、此年八月十六日足代弘訓男弘訓二十五歳にて歿せらを云へるなり。

關川村は津藩儒川村竹坡なり。

一足代息女歸泉御知らせ被下、右方よりも申越、驚嘆氣之毒千萬に奉存候、約諾いたし置候奉納書、門生ニ宰領爲致相送候付、足代老様子相分、愁傷中ニ養性之術有之、毀性は無之と申事に御座候、先安心仕候、何れ來春は、大杉邊へ大人と同游可仕、其節前件申上候通、御再訪可申上候、且此間川村氏へ書狀さし出候節、奉納書籍跋上置候御一覽御評正可被下候。

一前書申上候先月廿二日さし出候奉狀届候有無、倅を以團次郎殿問合候處、老兄御指圖も有之和州古市御親類様江遣し、夫より御國元へ參候義にて、少々遅々は相成候得共、古市へさし出候に相違は無之、受取書到來有之、安心いたし吳様候、團二郎殿答報候、然も此節は着仕候と奉存候、延引之次第は如此御座候間、左様思召可被下候、一藤樹書院より被報、今十一日夜船發し、五六日滯留、此義も無據學問之事にて、委細逐而可申上候、夫故取込亂筆御免可被下候、尤團二郎殿へ托候前狀、今以届不申程

關大鹽平八郎、此秋、大溝藩の有志より招かれて、五月十一日發程、十二日藤樹書院主事志村周治に宿、十三日書院にて講大學。

之御義ニ候ハ、一應古市御親類様へ御掛合可被下候、己來御文通は三度飛脚ニ可差出候、是は間違不申間、左様御承知置可被下候、扱々憂國家之人は頓と無之、珍敷拜眉候て稱喚仕候、學問いたし候輩にても、心中に病有之、所謂無私之太虛には不相成夫レを以書籍を研究いたし候は、俗輩より者六ヶ敷事ニも有之候、其蔽今ニ不始候、漢士はいつニても有之、嗚呼可悲可嘆義ニ御座候、川村氏は虛懷之御人柄、其餘之御人も御國風故歟、他ニ御染は無之妙と奉感心候、何れ歸坂仕候は、可申上候、勿々兩氏へ御答如此御座候、恐惶頓首、

九月十一日

平松健之助様

尙々此品有合候付進獻仕候、もし御文房之御用ニ相成候は、大悅仕候、以上、

端書進獻物は七日便ニ別段さし上候、左様御承知可被下候、夫レは別段書狀不差上候、

關回祿、正しくは回陸にて、素と吳同と陸終といへる火の神なり、故に俗、火災を回祿の災といふ。

甚乍輕少、硯箱一進呈仕候、先便ニ最早書狀不差上と申置候得共、御手教中に回錄災御心配被下候趣有之、御禮申落候ニ付申上候、同様歸途木津道ニテ承候ニは、天満邊出火と御座候、門人驚候付教訓申諭候義有之、歸宅仕候處、間違ニ御座候、御安心思召可被下候、右教訓は矢張太虛不動中之事ニテ、扱々人は動易キモノニ御座候、動易キ腹を以、聖人太虛之義は難了ものと、常々嘆息仕候、此段乍序御禮申上候、已上、

九月十一日

平八郎

健之助様

別 啓

召連候病奴、病氣ニ付、厚御心配被下、辱仕合奉存候、御庇ニテ、宿駕に乗せ、笠置迄無滯參、夫より舟ニ乗せ、木津泊、同所より駕ニテ歸坂、此節ニテは、大抵平復仕候、誠ニ御仁意之程、奉感謝候、拜謁萬々可申上候得共、其節之御先觸、並賃錢受取書共、差上候間、御入手可被下候、已上、

○この手紙も亦天保四年なるべし、此年九月下旬、津藩儒齋藤拙堂、大阪に到り、大鹽氏を訪ふ。

番片啓上仕候、寒冷之候、彌御安泰被成御起居、奉恭祝候、然は、先月十二日、又十五晚、兩度之御手教共、拜見仕候、齋藤拙堂兄來臨、甚不都合共多々、赤面之至ニ而乍去一同同伴、八尾久寶寺千塚等ニ古戰場檢閲いたし、或涕を拭、或氣を振候事共ニ御座候、何卒尊君他日御湯治等ニテ御出坂候は、必御供可仕候、拙堂兄は爰許出立廿七日ニは京游、僕も無據用向ニテ出京、偶然出會、奇縁ニ御座候、兄歸郷後、御聞可被成と奉存候、

○小谷左金吾は津藩儒にて伊賀に在り、川村竹坡の友松存稿序に、亡友小谷徳孤、弱冠讀書於圓悟上人房、數見其出於市、短衣弊袴、鬢髮鈍然、手擎書冊、且行且讀、とあり、爲人、想見すべし。

○上野は伊賀の上野。

一小谷左金吾老々尊君へ被贈候詩、並御承知も可有之大虛之說疑惑之詰難尺牘、草稿之儘被贈候、右は彼老訓詁文字見解之上より議論出候様覺申候、委細は拙堂兄へ咄置候、御聞可被下候、右答書逐段論可申處、何歟爭端を開候様ニ當候付、差扣居候、先別番之通、問試候、真文を今日上野へ遣候、先達而上野へ參候節、小谷氏之容子及一見、猶介人と了得仕候、斯人なとは陽明子の書を篤と熟覽、其氣質を變化被致、勿論王子被好候義、朱注を底意ニ頼し置、陽ニ良知を被唱候儀ニ無之候は、王門諸子之書も、篤と平心易氣ニ可被讀方、妙と奉存候、有我之私は何れも有之候へとも、斯人は猶介中に些病有之、宜事も不宜事も有之、黃口之兒輩は、學問は右様と心得候へ

共、豪傑之人出時候は、上截を不知、自然と學衰申候、燕雀之群ハ幾許有之共、國家之ためニはならぬものニ御座候、小谷氏得志候て老賊大任ニ當候はゝ、恐クハ如容之氣象乏敷様奉存候、僕は有我之私を可去工夫而已ニテ、聽訟上之勤考へ御座候、決而吳々争端開候義ニ無之、被申越候故、實事を以、有我之私を去り、太虛ニ歸スル事を條陳可申心得ニ御座候、兼而左様御承知可被下候、將又□習之固守之說、御案内ニ可有之候哉ニ候へ共、爲寫入御覽候、嗚呼學問好之人は、氣質を變化不致、無二無三に讀書作文而已いたし候付、詰ル處は、有我之私ニテ畢り申候、可悲義に御座候、

一奉納書籍聚跋自序とも、社中私刻いたし候付、五冊進達仕候、川村君初有志之御人方へ御贈可被下候、尤當世之儒者、皆紙上讀ニテ、心得少ク、只左袒之論多、二氏方も劣申候、此義は近日面陳可仕候、

一僕祭文並吏事書留進上可仕旨度々被仰下、辱仕合奉存候、是は今一兩度も拜眉之上之事にて不晚哉、何分自贊に當申候故也、

一新見伊賀守おは、聽訟彙案一部忤へ被差越候、右は貫之進殿、並尊君等より、前以貫有之旨認込、禮申遣候、其段津阪氏へ宜御致聲、御禮奉希上候、

一不苦候はゝ、孝經小本二十冊斗、被下置候様仕度、奉頼候、あつかましく候段、御免可被下候、

一御端書に被仰下候、京御留守居杉山三郎左衛門殿は、岡野中五郎と御逢候由、委細承知仕候、如命中五郎は心易仕候、僕出京候節、右方ニテ多分止宿仕候、學問は不致候へとも、生質質朴忠直之人に御座候、京風とは相違、素と江戸人ニ御座候、御傳聲御用も候はゝ、無遠慮、可仰被下候、

一御端書船運之事と御座候、何事ニ御座候哉、承知仕度、奉存候、

一拙堂兄目擊之事ニ付、御咄も可有之、播州邊石價踊貴、騒動いたし候、先鎮り申候扱いやなる事に御座候、傷人も往々可出來、仁人之可悲事ニ候、

一川村君へ、此一封、乍御面倒、御達可被下奉頼候、渡邊七郎殿だん書狀到來、別段返書不仕間、御序に宜奉煩候、

一七言律之御作、御改潤被饋下、辱仕合奉存候、永久記置、逐而諸家か贈文、彫刻之節一緒に上木可仕候、

右迄申上度、貴客旁勿よ如斯御座候、以上、

十月三日

平松健之助様

大鹽平八郎

尙々、足代老人如何いたし候哉、消息無之候、一應伺人可遣と存候、定而重喪ニテ、被傷候事哉とも、拙堂兄と、喧いたし候義に御座候、不盡、

閑小谷左金吾、名は薦字は德孺、號集松、又た翁山、双松堂などと號せり、天明八年四月九日、津の在、神戸村に生る、奥田恕堂門にて刻苦勉學、文政七年擢られて儒官となり、伊賀の崇廣堂の教官となりしなり、後津城に歸任し、嘉永七年三月二日、六十七にて歿す。墓は神戸村の松懶寺に在りとぞ、著書、周易標記、三禮標記、集

易詩文集ありと、著述目錄にあれど、予が見聞したるものは、羈官漫稿三冊、行尙類稿八冊、漁山吟稿三冊、友松存稿十冊(内二冊安政)

九月十五日之御手紙、同廿六日投來、拜見仕候、寒冷彌御佳安、被成御勤、珍重々々然は御町寧に被仰喻、一々承知仕候、御不快のよし、御手當奉祈候、太虛義、御心に難適よしにて、御懇切に被仰喻、逐一承知仕候、今は只有我之私を除却いたし不申ては、大任の難堪ものに候故、張子の教に隨ひ、克己慎獨に工夫を用ひ、有我之私を除却いたし候、實功に、心力費候、逐而太虛之様、一々御答可申候得共、別紙真文を以先御訊問、旁當座之御答申候、且老兄之御猶介に無之候には、乍御草稿も、學問之澁難は無之と、感心罷在候。

一齋藤拙堂兄、來臨、古戰場へ被參、同伴いたし申候、他日閑暇之節は、何れ參上、萬々可申盡候、且鄒東廓歐陽南野羅念庵尤西川諸先生之書御藏にて、御一閱相濟候哉御序に御聞せ可被下候、右諸君は、王門親傳私淑傑出之人々に候、

一當六月下旬、僕門生之由にて、御國名張表、寺院等にて、中庸講釋いたし候ものゝ有無御訊、門□□□、左様之者、名張表へさし出候義無之、委細拙堂兄へ語り有之候間、篤と御調可然と存候、右回答申上度、如此に候、頓首、

十月三日

大鹽平八郎

小谷左金吾様

尙々先頃□□へ遣候門生、歸途御立寄申候ものへ被托候之作、慥落手、爲仰過獎痛入候、已上、

閑都東廓、名守益、字謙之、有東廓集、歐陽南野、名歸德崇一、有南野集、羅念庵、名洪先、字達夫、有冬遊記念庵集、尤西川、名時熙、字季美、

閑このてがみも天保四年のものなり、足代弘訓息弘敷歿後、弘訓妻女巖病む、巖女は幸田光享の女天明六年丙午三月十一日の生れにて、物縊ふアザも出来ざりし人の由。

十六日出之華翰相達、拜讀仕候、彌御壯適御興居奉敬壽候、御老母様御不快のよし、御膝下不成御離御侍養、嘔御心痛と奉存候、逐々寒ニ趣候付、厚御手當奉祈候、足代内室不快之由、不幸之至察入候、御教示被遣候草木慰心昭々義仕候御尤に奉存候、其内文通訊問可仕候、人間ニは此苦惱出來候者に付、大丈夫心胸を空々にいたし不申候ては、動搖いたし易ク、何れ來春見廻旁罷越、慰喻可申候、

一鄙生を先生と被稱候思召駭然、もし□□御見込も候は、御友生を以御交可被下候謙卑ニ無之、齒德共に無之、鄙生此中猪飼老先へ書通ニ、先生と唱し候は其人七十餘

閑猪飼教所。

學德も高し、且先賢之據所御座候て、如此申遣候事ニ御座候、其引例ニは難相成、宜御勘弁可被下候、且老先歸京後、先便に答書有候よし、老境必御留可被下候、

一小谷氏へ遣候返翰有之よし被仰下承知仕候、學問之道□究第一に御座候、又ニ鄙生より返書差出可申候、其内山水玩弄之興も候は、小谷氏へ訪、委細可申盡候、左様之猶介徑直人無之而は、實無益之仕合而已相成候、且如鄙生もの世ニ出、彼是やかましク申候と、人ニ學問精出し候付、矢はり我心中之一好事ニ御座候、江戸とても同事ニ候、何れ不讀本も不讀は難成様ニ成行申候、鄙生は他山石也、小谷氏初世儒は玉也無石にては玉は不磨候、御覽可有之、追ニ鄙生之仇出來申候、劄記序に申置候通、百毀千謗集于身は覺悟之志込、更厭不申、何分いか様學問之宗旨爭規、或相立候とも、世事之用に不立候ては持明不申候、□□已來儒者如山、言語沙汰而已にて、實用に立候人は僅にて候、夫故可嘆義に御座候、

一門生外祖百歳翁歸省候節贈候七言古詩一首、外に詠史二首錄呈、宜御同志へ御廻可被下候、先頃被下候御和韻之代と思召可被下候、御叱正希候、

先は右貴答迄、早ニ如此候、已上、

大塩平八郎

平松尊兄

梧下

先便申上候、齋藤へ噂いたし置候、陽明子全集、實ニ御入用ニ無之候は、爰許ニて購候ものも御座候付、否御聞せ可被下候様、御傳聲奉煩候、已上、

六日付之貴翰、當十一日着拜見仕候、隆寒彌御佳□被成御興居、奉恭壽候、然は二范全集差出候義に付、御町寧に被仰下、承知、價一圓金慥落手仕候、右ニテ宜御座候、御書面之御様子ニテは、跡二歩其賢丈夫并鳥谷氏へ御約束も御座候事之由、掇々氣之毒千萬ニ御座候、遠方知音并手元之社友共へ頒配いたし候故、尙篤與勘辨、幸懸息て、號を南山といふ、儒にて煎茶に精し、嘉永二年八月十二日七十三にて歿す、松阪樹教寺に墓あり。

○鳥谷宗吉、名は榮、字は精白、安永六年五月一日生、松阪平生町の人、細合半齋門人にて、號を南山といふ、儒にて煎茶に精し、嘉永二年八月十二日七十三にて歿す、松阪樹教寺に墓あり。

賢大夫へ御上ケ之積ニテ、即今日一緒ニ飛脚便ニ差出候間、御取斗可被下候、價は九部一圓金ツヽ之積ニテ買上置候、甚下直、可慨嘆事共に候、且懸息之處は、先年より蔽籠中に一部藏書有之、入用之節はかし置可申旨申聞候處、承知仕罷在、別紙受書さし出候、急ニ入御覽候間、無御心置御留置可被下様奉存候、

後素手簡

一一

（此度一緒にと書置候得共、書狀は三日、本ハ六日限、別ニ差出候、無益之飛脚賃行間へ書入れありたり）

（鳥谷は右之次第、御断可被下候）

（長谷川次郎兵衛は松阪の豪富にて江戸大傳馬町に木綿店を開けり次郎兵衛は世襲の名なれど、此時の人は、名は元貞、字は祐卿、雍愛して六有といひし人なるべし、俳句、詩歌茶香などに通ゼリ、安政五年四月四日六十三にて歿し、其地清光寺に葬る、大鹽の手紙ありしが、亂後禍を恐れて焼捨てし由、其家にて言傳ふ。）

一先便鳥谷宗吉長谷川次郎兵衛義ニ付被仰下候、厥後右兩家より文通御座候、尊者お前以、詳に御申越有候事共、深感之旨、返書遣置候、乍序此段申上候。

一荒政之事、仁人之心には、嘸憫然たる義、素より御推察申候、於鄙生も其心なキニ半載に揮筆相贈申候、昨日返書到來、右ニテ拙鄙之懷素さらりと解し感候趣被申越候菴害並至候は財用ヲ務小人之招處ニテ、自古皆然、今更之事にあら壽候、其期ニ至候ては、善者あり候共無如之何ものニ御座候、鄙生は八年已前より、其手當いたし、粗足代老へ書取、自家丈之義申遣し候、既勤役中百萬石之粟を儲蓄いたし候仕方、内々建議いたし、尹へ申談候、荒増之手續は、有年之跡は必荒年、幸攝州之内、南北八丁程東西三丁程之空地有之、夫三十圍より已下、二三圍位之松樹繁茂、平生游樂之土ニテ實は無用にも候間、其大樹を伐採、棟梁ニいたし、其頃價□至低にも候間、常平義倉等之遺意ニ基キ、新法建立之義申聞候處、何分穀栗如水、荒年之非も無之事ニ付、天

下國家に志無之官路之人ゝ、多々ハ利之一字心腸迄透徹いたし有之事ゆへ、頓と不用迂論ニ存、被捨置候付、終ニ今之體ニ至候、鄙生其頃より、自家之手當は、大根之葉寒干にいたし、十有八俵、梅干十有三石、米は社友共申合、數口丈三年を儲いたし御座候、物有本末事有終始、一家之手當も不致置、他之論説を彼是申は似而非也、非聖人之道要窮學ニ御座候やと奉存候ニ付、足代老へも粗申遣し候義ニテ、今既東國之蒼生菜色、天下一同之荒年同事ニテ、中ニ一方之義ニは無シ、是非天怒ニ謝候より外なし夫故此救荒は、其源ニよらすは無益ニ候、區ニ之小儒迂客者流之非可測候、もし源を棄置、徒ニ救法を立候は、却而害を生し申候、善者何分無如何名言と竊奉感伏候、足代老も是等は尤と申越候、しかし一方之救は、仁人君子一様に力を盡し、仕方構思仕候義、即學問ニ御座候、夫を惡しきと申ニは無之候、今學者なキニあらす、皆訓詁文字上之事ニ付、一向難談候、尊者以爲如何、

一御從弟様ニ隸候手代中亡命ニ付、尊者伊州へ急ニ御趣のよし、良心を失ひ候御手代と相見、人に難を掛候而已ならず、他人迄難を掛候は、全孝之一字を不被辨より相起候義と相見、氣之毒千萬奉存候、御文中ニ御慎有之と申義關念仕候、如何之事ニ候や前件手代中之義ニ候は、無子細、外事に候は、幸便御聞せ安心仕度候、

園岡山の執政石黒貞度
通稱藤兵衛、南門と號す。

一御老母様いかゝ、御病後、寒御障は無之哉、折角御奉養專一に奉祈候、

一備藩ニ執法石黒某と申仁所持、藤樹先生致良知之三字、卷軸にいたし、年來諸家の跋を集候よしにて、夫々染筆相嵩、既ニ兩卷ニ相成候、當十一日、鄙生へも跋賴來、不外事ニ付、別番寫候通、早速相認、長文ながら卷軸へ汚、相還申候付、右にて致良知之要、御推察可被下候、不苦候はゝ、學術之異同ニ不拘、賢大夫初川村齋藤兩君へも御見せ可被下候、且眞に致良知候は甚難キものに御座候、諸儒ニ忌嫌も道理ニ御座候、中より父母ニ孩提之愛を眞實に盡し候は出來難ク、しかし古昔之聖賢、近古之大儒輩、萬事萬善共に孩提之愛より生出來候、君子務本、本立而道生、孝悌其爲仁之本與ニテ、道は本より生候、本は孝悌ニ而、孝之一字ニ止り、孝は赤子知愛親之良知ニ御座候、今時之儒輩、皆其愛を失ひ候て、別段ニ孝弟を造築し來候もの多ク、毫釐千里之誤、只此處之微ニ御座候、藤樹先生之躬行心得も、只此孝之一字ニ御座候、尊者之孝經小本御彫刻も甚美事、然ル處は名の爲にあらす、又利之爲ニあらす、孩提之愛心より生し候而、猶又今ニも其愛を不失様ニと、眞誠惻隱之誠意より出來候義ならば、矢張御自分天稟之良知を御欺不被成候儀ニ御座候、もし眞誠惻隱より不出候て、別ニ孝を御盡し之事ニ候はゝ、義襲外求之功相成可申候、尊者ニおいて、決而左様之義は無

之候、左すれば赤心之良知良能之發見、充滿いたし候義ニテ有之、外人博學弘聞之人ニても、此處之微ニ至るニは、實に行而不著、習而不察、百姓は日用而不知勝ニ御座候、鄙文御覽、此思召を以御察し可被下候、今之學者、千石萬石十萬石百萬石之利、前ニ來候はゝ、驚喜必心動キ申候、又一害十害千害萬害、後ニ迫候はゝ、恐怖必其心動キ申候、是皆心術之微處より工夫を不致、淡々文字訓詁ニ力を盡し、道を得候と心得違、肝要之孝上より心力を不盡候付、十か九迄如此ものニ御座候、何れニ孝より不來候ては、天地間之一人ニは難成候、生前皆より自分賢人君子を以相許候得共、棺を蓋し候はゝ、實ニ草滅烟亡いたし、不誠無拘之驗ニ御座候、鄙生之誠は如斯存居、鄙夫之言必信行必果とは、聊意味違ひ候間、

尊者も兼て左様御心得、談交可被下候、來陽罷出、把臂詳心術之要迄、御物語互に可盡候、川村氏宜御語奉煩候、
一呂新吾語類、上木之義承領、來夏之末歟出來可申哉ニ候間、其節差出候様可仕候、一愚息へ御傳聲、千萬難有奉存候、宜申上吳候様申出候、乍憚御家内様方へも宜奉懇意にして、そこが不動心也、動かぬ心などと申ものが別にあるべし
などゝ心得違して、焦弱になつて、あんなことを仕出かしたるなら
む、きの毒なる事なり

平松老兄

几右

園詩、以謹籠縕。

闇月越ば月瀨なるべし
大和にて伊賀にてはあ

厥後は音問互に御疎濶、兼而貴命有之、同臭味者如此にては、却爲俗人被笑申候故、裁是書、

謹啓、嚴寒彌御多祥被成御起居、奉抃喜候、僕も無恙罷在、御休慮可被下候、日日御教授御講讀等にて、御繁冗奉察候、當秋紅葉游觀、旁御訪可申積の處、御同癖看書之貪心未消磨、夫故閑中に暇無之、終に嗟咤と相成候、しかし纏縕之情不相諉候、於賢契は如何、當十七日和州郡山邊へ游行、鶴橋野墻之梅花、未至滿開候得共、十か七八は半開、冬寒不節故歟、時令相逆候驗歟、未審之候得共、忽思起候は、貴國月越之梅花にて、是最深山中の事に付、其他同時破蕾は不至哉、空想像而已にては佳期を取失ひ申候に付、及御訊問候、御序に開否之好消息御聞せ可被下様に奉希候、其時節に至候はゝ、幽香を探索し、終可叩君門と存候、其節把臂同臭味之談を拜聽と娛居候、且御近作御得意佳什、御垂示可被下候、先頃被仰候、登岳之游記、脫稿、猶點竄未調處も有之、是は逐而ニいたし、絶項にて賦し候、三詩之内、一詩錄呈博榮、

千年雪映千年月、况復紅輪未曉昇、下界底今猶夢寐、枕頭暗々五更燈、

御叱正可被下候、吳々月越之梅花好消息、御聞せ可被下希候、當地儒林中、猶介剛訥如賢契人も甚希、直情繼行不容平世、如僕も亦不多候、如此疇人交接親睦には古聖賢へ對し忠と可申、是狂謾の言に類し候得共、實情也、賢契以爲如何、人便常にても迂回、況歲迫、夫故平松氏へ賴、貴境へ差出し貰候、諸餘來陽と申謝し候、不備、頓首、

十二月廿四日

小谷老兄

机下

大鹽後素

再啓寃□被枉候昔者老杖作詩云々之序蓮董噴々云々間過賞存候へども擊答相韻樂居候

此の手紙は天保五年
甲午、大鹽平八郎四十一
二歳、平松健之助四十
三歳の時のものなり、
平松健之助、名は正慤

字は子愿、通稱健之助

役喜藏と改む、三角先

生孫なる奥田恕堂門人

にて、後に猪飼教所に

も就かれし様なり、爲

人好事にて、文人墨客

は素より、芝居ものま

でにも附合たり、家を

至樂窩といひ、號を樂

齋といふ、侍讀より

郡奉行となり、後には

督學參謀に累進せられ

し、嘉永五年正月二十

六日六十一年にて歿

し、佛眼寺に葬る、法號

文篤院樂齋日眞居士、

とあれど墓には唯平松

樂齋居士墓とあつて、

歿年月日を記すのみ。

正月四日

大鹽平八郎

後素（花押）

平松健之助様

參人々御中

甲午元旦口號

新衣着得祝新年、羹餅味濃易下咽

忽思城中多菜色、一身溫飽愧于天

一身溫飽愧于天、隱者寧無心救全

鬪在隣鄉、往翻笑、默繙大學卒章編

甲午春正月四日、出後視庭除、適值鷹隼屹立爪一鳥、終賦之、

風聲一陣自天來、星眼蒼鷹既立苔

遊雀驚飛匿檐瓦、歌鶯潛出辭庭梅

初惡郅都傲嚴酷、又欣文子取英材

寄語今休搏凡鳥、城狐窟兔用心哉

猶以餘寒御珍齋奉祈候、乍末筆、御家内様方へ、宜奉賴候、愚息も同時申上候、

一舊臘廿四日出之貴翰、晦着、拜見仕候、先急務而已御答申上候、軍中日記御新刻被
餉下、千萬厚く奉深謝候、残り五部は、任命、社友共へ頒布いたし、何れも喜居候、
價は重便にて差出候、結城上野入道之忠魂顯于世、尊兄之御志奉感佩候、今廿
部、御幸便に御越可被下候、猶贈候もの御座候、如命三朱ツ、之積にて、價集進送
可仕候、

一賢大夫藤堂君之御來紙御越候、拜見仕候、御挨拶奉痛入候、御菓子一箱被下置、難
有、宜御禮奉希候、依而元旦口號二首試筆、進呈仕候、御序ニ御上ヶ可被下候、且
被遣候范集價一圓金は、落手仕候、

川藤堂數馬、齊藤拙堂
川村竹坡、齊藤拙堂

關橋本忠兵衛の女みれ
を男格之助に妻はす、
みれは天保元年より平
八郎が養女としたりし
と云、格之助廿三歳、
みれは十六歳なり、こ
れにつきいやな噂を
傳ふれども、大かた後
におとしめしつくりこ
とならむ。

一封は、別段可差出候得共、序に付、右奉贈候、二君へも、其譯御致聲可被下候、
一當十九日お、伊州へ御越、一同御操作、弊廬へ御來辱可被下よしに付、差支の有無
御問合、承知仕候、其頃さし支無御座候、廿二日は、私誕生日にて、例年族類共參
之に付、何卒御來光奉侍候、縷情連榻可申盡候、一宿弊廬にて、御泊の積可然奉存
候、廿四日愚息躬に付、祝事有之候間、右二日御除け、餘はいつニてもさし支無
り候、思仕候而、進呈可仕候、左様思召可被下候、扱ふ鶴壽目出度、尊兄におゐては、
一當年は、御老母様七十之御賀に付、拙作進呈可仕旨被仰下、承知仕候、詩歎序を構
思仕候而、進呈可仕候、左様思召可被下候、扱ふ鶴壽目出度、尊兄におゐては、
老萊子之御思、奉羨候、

一義民磯八作り候、采女殿お貰候鶴含穂三粒之殖候糯米一袋、被送下、御厚意奉鳴謝
候、何様珍敷、則元朝お參候社友、并縁類共、二三粒ツヽ、尊兄お貰候譯を申遣、
爲給候、是等も御來駕節、拜謁候て、御禮可申上候已上、

關天保五年のものなる
べし。

一東啓上仕候、春寒薄相成、彌御安泰御起居奉賀候、然は先頃之御答書、早速到來、
拜見仕候、此度新刻に相成候、儒門空虚聚語、勢廟文庫へ御收置度、社弟白井孝右衛
門に茨田郡士成ルもの相添、足代氏へ遣し候、歸路相伺様申付置候、出候は、御面會
被遣可被下、依而儒門空虛聚語一部進上仕候、御一笑可被下、尙思召も被仰出可被下
奉希候、一部は賢大夫數馬君へ御上可被下候、

一黒豆被餌下、辱仕合奉存候、頒配爲致置候、何れも喜悅仕候、

一佐藤一齋林家等之義、被仰下、承知仕候、一齋よりも、此節外文通御座候、任命一
應申遣し、否申上候様可仕候、左様御承知置可被下候、

一軍中日記申上候數丈、御越可被下候、此節御消息無之付御伺候、己前被下候義は別
紙を以申上候、

一再訪之節は大杉へ御供は如何、孝右衛門へ御返事可被下候、吳お伊州お御越不被下
趣遣憾奉存候、今日より高櫻へ參り、其足にて出京、猪飼老先、約束之通可訪積御座候、
一小谷氏より返事、當廿五日着相待吳候よしに候得共、梅花も廿五日頃満開のよし、
僕は中旬之内返事有之候は、直に參り、廿六日朔日と先約有之、夫迄に一應歸阪可
仕と心積候處、如此次第に付、其段再答仕置候、何れ相訪可申と奉存候、乍序申上
置候、

一古刀一腰齋藤氏へ向け爲持遣し候、御覽可被下候、餘は孝右衛門より口述にて御承知可被下候、勿々如此御座候也、

二月朔日

大鹽平八郎

平松健之助様

尙々御家内様、御子息様へも、宜敷御致聲可被下候、已上、

軍中日記五部申受候、價金壹朱、數十五差上候、御入手可被下候事、

闇天保五年。

副 啓

一先頃御内借被仰付候、孝子奇特者、御調書熟覽候上、返上仕候、御入手可被下候、長々忝辱奉存候、

一此扇面進呈仕候、御佳作御揮筆之御費に相成候は、大悅仕候、已上、

二月朔日

平松健之助様

大鹽平八郎

一東啓上仕候、□辰春和相催申候、彌御壯適被成御起居、奉賀候、然は今船御再訪申上、不相替交情深ク奉感謝候、十四日歸阪仕候、乍憚御休慮可被下候、

○關驛迄御見送被下、御歸道は、定而可及暮と、折角御囁仕居候程ニテ、吳々御深情紙上に難申盡候、其夜は土山に泊り、夫より湖山の風景玩弄、大溝藤樹書院へ參り、被下候粥製之御版行物夫々遣し候、歸後早速御消息可仕處、何かと多事にて今日に至候、何れ跡より詳に可申上候、廿日頃より、兵庫奥一ノ谷山へ出遊仕候、無據用事、且山水を弄、旁既に出宅之手當仕候、月餘之尺牘堆案皆抛却、只猪飼老先より書狀到來有之、此れば粗答遣し候、逐々可申上候、小谷氏より返書來言も得、再報不遣候、扱々隱者に御座候得共、多忙に御座候、品に寄候は一旦山林へ逃居可申哉とも思惟仕候、

沼津侯も終沒落、東都之火災も、今以消滅不致よし、扱々關念之義とも御座候、○呂新吾先生之語、相認可差上様、御見送道中にて御囁御座候、右一の谷行より歸候は、相書可呈候、且足代老先日見送被吳候節、道中にて之畠には、世に豪傑雰偉之人も殆稀と嘆被居候、同様處々歩行いたし試候處、老之嘆通御座候、大虛之□に没し候人も

九日西河岸を焼き、大名小路出火御救屋十ヶ所に出来しと云

許多無之は道理と奉存候、尊君爲國御自重專一と奉祈候、
御老母様御家内様方へも、宜奉希候、秋にも成候は、御訪可申上候、何れ上野邊之
風景相探可申積に御座候、○關迄御見送被下候、荒木順吉殿佐久左衛門殿西庄源三
殿、格別之厚意、順吉殿は孝子外二士は勇敢之御人、甚愉快相覺申候、加之七郎殿晦
日に候は、別而大家之處、御用多、遺恨奉存候、御序に右之御方へも宜奉希候、前
件之通、跡より詳に可申上候得共、先は早々此如候以上、

二月十八日

平松雅葬

尙門生共一同宜申上候、孝右衛門か割記さし上可申上候間、同人へ兼而尊御座候義
は御棄置、もし御同志之御人へ御遣し被下候は、必御心配には不及、□も可申上候、
且先賢之著編も、司馬溫公疑孟、李泰伯非孟も有之、況平□位之腐語、御取捨可被下
候、要は太虛之事、是某自悟に御座候、其餘は患難を不經候人も有之、思ふに付必と
申義には無之、尊君之胸中□□太虛敬服、其類之人、乏覺申候、大事は不足語嗚呼
ふ、其不盡意、千萬亮察、

救荒十種刪畧

不日出來候は、藁本可差上候、御序を構思し置可被下候、

貴書拜見仕候、今以玉燭調兼候、愈御安健被成御起居、奉敬壽候、孝經拙跋之義、尙
又被仰下、何様足代氏よりも一應承之得與勘辨置、跡より可申上候、左様御承知可被
下候、先頃被遣候貴書之御答は、内外取込延引、跡より可申上候、御序之砌、川村氏
へも右之趣、御同様御傳聲奉希候、

一諫錄御跋拜見仕、乍憚御主意奉察候、御草稿其儘留置、前書御答之節、詳に可申上
候、

一松阪長谷川治郎兵衛方より、豹畫一幀相贈候由に而、今便御遣し落手仕候、彼是御
世話共に奉存候、併右は去春畫工英仲に逢候節、同人描候豹見せ候付、序も有之候は
、寫之義噂いたし置候義は有之候得共、治郎兵衛はいまに面會不致、勿論爲寫吳候
様、外人を以も賴遣候義は更無御座候、丈夫之處世は唯一箇之苦節而已にて、授受も
不容易、夫故知己知音之外には、僕物貰候義は無之、申は誇ケ間敷候得共、退身致に
も有譯義にて、元來下僚に沈居候得共、御目見上下由緒御改之節、江戸表由緒掛り御
葬る、法號賢譽英仲信士といふ。

鈴木英仲、字は祐吉
小野屋利右衛門と稱す
豹齋と號し、家を有僅
室と號す、曾て蝦夷に
渡り、善く豹を畫くを
以て名あり、松阪湊町
に住す、天保六年二月
十三日歿し、清光寺に
葬る、法號賢譽英仲信士といふ。

目附衆え前以書上來候義も有之、祖先に對し、聊も忝を興さる様に與、專心掛け、況以道殉義は、決而不致事に付、枉而授受は不仕、治郎兵衛厚志を以、贈吳候品には候得共、前件之仕合、無譯其儘受納致置候ては、素心に背候付、御手元え右豹畫返却仕置候間、右之趣宜御達し可被下奉賴候、尤英仲々差越候はゝ、噂も致置候義に付、留置筆料絹價、別段に遣し可申積に御座候、然る處、存外右之通相贈候義候間、無餘義右貴答旁御頼迄、早ゝ。如此に御座候、以上、

四月六日

大鹽平八郎

平松健之助様

尙ゞ御家内様方御一統江宣奉賴候、此頃不快にて、足代氏にも面會不仕、只一度逢候而已に而、今日は面會之義申遣候程之仕合、頭痛強く代筆御免可被下候、頓首、

貴富延緩に相成候、今便三日比にてさし上候爲□同日も無之候得共右恐入故に御座候、

先月廿二廿四日兩度貴書、夫ゞ相違、拜見仕候、初夏彌御壯適御興居奉賀候、扱不俟歸宅之次第、先書に申上候通にて、乍憚御休意可被下候、彼是御世話共、厚く奉謝候一寸申上候攝西一の谷邊游行も、廿八日歸舍、鷺尾三郎かたにて、義經被賜候野太刀一覽仕候、夫より佳山水領略、面白事に御座候、只所惜は鄙畠野樵之輩而已に御座候、○軍中日記廿部、御約束之通御遣し、慥落手仕候、御叮嚀に被仰下、御世話共奉存候、猪飼老翁之跋加置、一應披閱、早速社弟或處之知人方へ遣候様、既に取斗居候、猶跡より可申上候、左様御承知置可被下候、

○武備通並地水錄之義承知仕候、尤武備通は一本斗に付、先當方に寫いたし置、其上にて御貸し可申上候、非常之義茂御座候て之事に御座候、地水錄は鄙著未定稿之事に御座候、是は寛ゞと思召置可被下候、

○足代氏御晤語之御様子、委細承知仕候、

○救荒十種刪畧、此節頗取掛り、出來次第可差上候、御序跋之内、御構思可被下候、

○粥は不相替、專御施のよし、仁者之心胸、奉欽仰候、

○數馬様にも御歸國御座候趣、先書之御禮之義申上候得共、猶宜奉賴候、

○士氣振候仕方、西庄氏御訊之節、狼害之義に付、猶詳に被仰越、且孝女登勢之義も承知仕候、其

圖一語極妙。

塙岡本近江守、名は成
字は子省、花亭、豐洲
の號あり、嘉永三年八
月廿七日、八十三歳にて
歿す。

御先侯様御恩惠、乍憚奉感泣候、爲上人は皆も左様あり度きものに御座候而、なきものに御座候、

○數馬様御在府中、岡本花亭翁暉には、翁不佞へ逢度との義に付、被仰下、承知仕候、賢者之事に付、嘸厚き思惟の有之義にも被存候、不佞も宿望に候へ共、各天隔土之仳離、無奈何事に御座候、且火災に付、翁之建言も被仰諭定而善策に被思候、御取用も候は、民生之幸慶に可有之、しかし時風如何可有之哉、不佞は劄記中にも有之候通最早再用抒願念毛頭無之、然は尋も無之、建言すべき様無之、只太虛講學之一路に志候而已に御座候、東武には不佞參候申越候人とも御座候得共、爰十年計は沈潛、不參積に御座候、所詮要路之大官に無之ては、十分之存寄通り出來不申ものニ候、已前吏務中に、こり々々いたし居候、此上は草莽中に蟄し、定言を吐キ、其中にも孝悌の道丈は興し度と、決心に御座候、翁に萬一逢候共、唯此話而已と奉存候、

○尊兄無程御參宮、四五日之交には、御一宿已内にて御訪可被下候趣、奉待候、御貴臨も候は、剪燭晤語、相樂罷在候、

塙沼津城主水野出羽守忠成、號湛翁、天保五年二月廿八日歿、歲七

御座候、虛減草亡之義を、沼津老も生前早く心付申候は、改轍之取斗茂可有之、兎角權を執候と、進而已にて一步退キ候に、心付不申候、此通病は、和漢自古然、皆義誠に一段之事に御座候、有一說、逐而物語之節可申盡候、一々筆端紙上には難載候、○何寄之御品、養女へ被饋下、千萬辱仕合奉存候、早速着用爲仕候様、取斗可申候、忤々も厚御禮奉申上候、志かし存の外御多忙之御中、右様御懇配、重々奉痛入候、○白井孝右衛門等へ御傳聲、且一封之御書被遣、夫々達し、宜御禮申上候、○呂新吾先生之語、認さし出候様、先頃御暉に御座候、彌可差上や、御序に御聞せ可被下候、

四月七日

平松健之助様

尙々松坂鳥谷より之書狀御遣し、慥落手仕候、足代は書狀到來候得共、于今返書不差出程之仕合、夫故鳥谷杯への返翰も、遅々可仕、御序節は、宜御挨拶奉煩セ候、不盡、

潤齊藤拙堂、名は正謙、字は有終、一號鐵研、稱德藏、古賀精里門人。津藩有造館督學、慶應元年七月十四日歿、六十九、津城四天王寺に葬る、諸書十五日歿とあれど四天王寺の位牌に十五日とある故それによる。幕府より昌平學校の儒官に召されたれど疾と稱して辭したれば、居を茶臼山の下に構へ樓碧山房と號し、自ら半隱士と稱したり、天保六年の評判記に上々吉の部へ擧げ(アルロ)文話が出來て却て文名が落ちました、御名は謙と申せど、あまり自慢が過ぎます、など見ゆ、とにかく津藩にては三角、東陽、竹屋などありしが、拙堂最も著名なり。

貴答書拜見仕候、時氣逆冷、台候萬福、奉恭祝候、陳細々御教諭之趣、如瞻晤候、殊に御紹介申候、御佩刀御心に協、超然之雄篇、御投示、數回咀嚼仕候、不堪赧愧之至君子守身之御寸助に相成、大悅仕候、○刮目之御序逐々御刪定、淨書も可成思召に付、咲希可差上旨、是又承知仕候、御多忙之御中、夫是御勞勉、氣之毒に奉存候、任命三枚さし上候、御入手宜奉希候、至論抄の方茂、逐々御改潤之趣、御序に御さし越可被下候、○□□堂上卷一冊は、寫字出來、御出府迄呈度と奉存候、寫字之人に乏敷、是而已困り入候、原本可差上候處、至論校合に入用、無餘義手元にさし置不申居候て者難叶、何れ遲々ながら、御約束之通、一冊つゝ成とも、寫次第差出可申候間、左様御承知可被下候、○御出府之御日月は、いつ頃に相成候や、先頃御喧にては、東都出火等有之節は、例六七月頃に相成候趣、彌其通に相成候や、又は來月彌御出立に被爲在候哉、御序に御聞せ可被下候、寫字の心得に相成候、先は當用而己、貴答如此御座候、已上、

四月廿二日

大鹽平八郎

齊藤徳藏様

過日は旅舍におゐて拜晤、大慶御座候得とも、誠に早々之義、實は遺憾に奉存候、分袂後、土山驛にて宿、廿日同所おの伏見へ夕暮に出、直乗船今曉鶴鳴無恙歸宅仕候間、乍憚御休意可被下候、出立之節は

御親子様共、不相替御遠餞被下、御厚意萬々奉感謝候、門生共も宜御禮申上候、一武備通二冊ふたくわんべ寫出來ひらき有之候付、其儘さし上候、御入手可被下候、先づ歸宅仕候義に付、右御挨拶旁如此御座候、已上、

五月廿一日

大鹽後素

平松雅君

潤川村竹坡、名は尙迪字は毅甫、通稱貞藏、津坂東陽及猪飼敬所に學ぶ、溫厚にして長者の風ある人なるべしと思はる、後津藩國校有造館の督學となり、明治八年九月三十日、七十九にて歿す、寺町光徳寺に葬る、養子寛、教育家として名高く、其養子は軍人として將帥の器なりと云。

尙々國家之御爲、御自玉奉祈候、僕も彌益涵養に心力を盡し可申候、御用茂有候は、御申越可被下候、何時にも御訪可申候、呵々、

此書狀、川村君へ刀劍之義申遣し候序も有之、相托し、略義御免可被下候、已上、

副 啓

御先便に被仰下候聚跋一冊は、貴藩之賢大夫
數馬様江、御上ヶ被成候よし、赤面仕候、別岱百歳老人之詩は、去ル大夫江も光頃揮
筆贈候、御序に
御同人様へ、御一覽可然奉願候、しかし思召次第可被成候、

園大嫂子起、爲余聘
古名刀、賦此鳴謝、齋
藤謙、三尺青蛇落家中拔鞘
颯然座生レ風、一泓秋
水波紋聲、不待閱歎
知名工、吾友子起命
世器、性愛古刀、辨
眞偽、爲我獲之試
死因、三招入處利無
レ比、君本從政稱能吏、
霹靂在手震天地、殺
人刀是活人劍、穰麥芟
盡良苗遂、嗟我碌々在
下風、鉛刀一割久無
功、得君意氣頗自壯

過日は、平松兄へ内話有之罷出候節、旅舍へ御枉駕被下、千萬辱奉存候、平松兄より御
聞も被下候通、直に□御暇乞不申上、失敬御免、しかし僕□は比隣と奉存候付、興に
乘し候は、何時にも御訪出來候故、如此之仕合、又々何れ御尋可申上候、其節は
寛々把臂快論可仕候、土山にて一宿、則今曉歸郷仕候、乍憚御休慮思召可被下候、其
節は、

御母上様より、御菓子被送下、厚御禮旁申上候、

一、兼元一刀、思召に叶候は、御求被成候て可然奉存候、もし思召に不叶候は、
猶將鍔質望磨堅、況
獲此刀百練堅、如見之
君面氣凜然、離索空懷
切偲友、朝夕佩之當
韋弦、
鑿此刀は今も川村氏に
藏せらるよし。

五月廿一日

大鹽後素

川村道兄

閏林の喜兵衛は伊勢の
名高き好事家なり。
閏天保五年七月十一日
大坂堂島裏町二丁目櫻
橋筋より出火曾根崎、
天満、北野、梅田一圓
を焼失、大麗の菩提寺
なる成正蓮興二寺も類
焼と云。

關猪飼教所、名彦博、
字は希文、初め安次郎
と稱し、爲太郎右衛門

一、凶服考爲人後辨二冊とも被遣、慥落手仕候、鏤々之教言、逐一承領、前件之仕合
昨今に至、漸讀書相始メ候間、右二書とも其内熟閱可仕候、品に寄候は、寫置申度

と改め、又彦博と稱せり、弘化二年十一月十日、八十五にて津城東町の寓に歿し、其地の古河なる龍津寺に葬る墓碑は門人海屋漢隸にて書せり、古制に因り碑を墳左に建てし爲め、墳土風雨に崩れたる所へ、後に他人の墓が建ちたりしが、十年程前に舊に復せし由聞けり

其上返璧可仕候、如高喩、當時喪制散亂いたし、貴慮乍憚御同意に御座候、喪制一定無候ては、人倫之陵夷いたし候基に御座候、

一、家丈之心得に、服之輕重、以日易撰者いたし置、七八枚之寫書御座候、畢竟者吾一家丈、親戚を路人に不□様之寸心に御座候、敢外人へ示候書には無之候間、其内汚

清覽、思召御嚴教可被下候、彼是いたし候内、餘貴答延引仕候付、一應御挨拶迄、早々如此御座候、以上、

八月廿八日

猪飼老師

二啓、御別紙に御心付被下候、□語□□之ヶ條、千萬辱仕合奉存候、御者成厚□御思召、古人之風采有之、吳々奉感佩候、拜眉に御禮可申謝候、頓首、

闇この手紙も天保五年のものにてこゝに鄙述あるは、洗心潤學名學則并答人論學書なるべし

其後打絶御音問無之處、雪寒彌御安泰被成御座、奉恭壽候、次に儀儀無事、御休慮可被下候、此節上木仕候鄙述一冊進上仕候、御慰に御覽可被下候、□□□相變候事は無之哉、世上淋敷様子に承及申候、阿堵につまらぬものはなき様に成行候よし、幸五穀ケ様に實のり候付、一同安氣に御座候、夏已來、

尊兄救荒御骨折、嘸御勞れと奉存候、何分御自重可被成候、餘り御無沙汰申候付、寒中御伺旁、呈愚札候、御母上様へ宜様被仰上可被下候、當地相應之御用も候はヽ、可被仰下候、早々如此御座候、已上、

十二月十八日

健之助様

平八郎

別啓

救荒之義、尊意苦辛之被成方、感心仕候、仁人之所用心、今一段之精義、入神之工夫無之候而は難叶候、猶跡より愚意可申上候、當年は甲午之卦に當り、於易も蹇難之秋に御座候、乍此上御心を御用ヒ妙と奉存候、

國天保六年。

匿石川竹屋、名は之義、
字は子尚、通稱貞一郎
村瀬榜亭門人、津藩有
造館督學、弘化元年九
月廿六日、五十一歳に
て歿す、古河龍津寺に
葬る。

國天保六年二月、増補
孝經彙注三冊刻成、

正月十五日付之貴書、同月廿二日着、拜見仕候、逐日春和相催候處、彌御安泰被成御起居、奉敬壽候、然者、貞婦美與母子之事に付、詳に被仰聞奉候、御督學石川君之二文、並貴文とも、御示し、熟覽いたし、歷代孝義烈女傳中之人と、光を爭候、病夫數十年之長病を、不相倦介抱行届、其精神を盡し候段、何にとも難申苦辛、實以涙を流申候、默座瞑目嘆息而已に御座候、御文中には、錢物被饋候事之由相見候、依之金子二百疋、尊兄御手許迄差上候間、程能御斗、美與へ御贈可被下候、乍然些少之至誠表寸悃印迄に御座候、此節孝經三冊上木出來、海內之士夫へ爲見度折節に付、尙更感有餘事共に御座候、詩文は差出度候へ共、何れも陳腐に付、勘辨候上に可仕候、早速貴答可申上處、無據親類共取込等有之、延引御免可被下候、

一去年此節御訪申、早既光景相移り申候而、油斷も難出來事と、獨悔候而已に御座候且春來何れへも出遊不仕候、是より相始メ可申とも奉存候、先は勿々如此御座候、已上、

二月廿二日

平松健之助様

尙々、乍御面倒、川村君へも、別封御届可被下候、已上、

大鹽平八郎

一筆啓上仕候、其後は御疎遠、逐々寒氣相催候處、御捕御安泰被成御起居、奉恭祝候然者、川村兄御同道にて、令息様御越、何之風情茂無御座、乍去御陰にて拜謁、大慶奉存候、此節定て御歸と奉存候、宜御通達奉希候、尊君にも來年御西遊奉待、前應一寸御案内可被下候、幾日にも、御止宿不苦候、

先頃は、道の柴折御新刻、澤山に被下置、熟讀仕候、貴賤男女ともに、益ニ相成候、夫々社中ものへ分散いたし遣候、甚恐入申候、梓行御願可然と奉存候、

一孝經序之義、其内作置、差上可申候、

一猪翁御同道御登□□奉□□候、斐櫟翁に御座候、老而益壯なる人歟、講釋等候て御聞被成よし、御國風奉感心候、此上存外御同□□可被成候、近傍にては貴國第一之御德治方と申評に御座候、樂土に近キ歟、舊候處弊風起、小子輩は傾泣いたし候而已に御座候、此品甚輕少に御座候へ共、進上仕候、經費之御端にも相成候は、大悅仕候、

米油も高價、貧人一同難澁いたし候よし、貴國は如何、面謁御咄も承度候得共、四十程も有之、不能如意、慨然に御座候、讀書處士なキ申候と奉存候、當表も度々大火

匿平松樂齋の息、名は
正篤、字は子敬、通稱
金次郎、文化十三年十
月十四日伊賀上野に
て生る、此年天保六年
は二十歳なり、江戸へ
劍術修業に出で、嘉永
元年九月十六日、三十
歳にして歿し、淺草の
善慶寺に葬れり。

國天保六年。

災、天譴は誰々悲や不分候得共、□□底含□□□□候云々驗之有之様に相成候、畏々々先は右貴答迄、早々如斯々御座候、謹言、

十一月十一日

平松雅兄

尙々來春は、何卒一謁仕度ものに御座候、以上、

大鹽 後素

別 啓

割記附錄ニ、拙堂兄贈序も、加刻仕候義は、本文之通にて、文句上に障候ケ條、塗抹いたし、彫刻仕候、今般世に相示し申候間、御心得迄、御傳說可被下候、尙其内直に可得貴意候得共、任幸便、右御頼申上候、頓首、

後 素

三月廿二日之台教、越四月二日着、拜讀仕候、薄暑彌御壯適被成御起居、奉敬賀候、

然者、其節被仰下候、孝經小本拙序之義承知仕候、何れ可差上と奉存候、此れ迄ニ先頃榮賜之小本不殘遣切候間、可相成候ハ、十冊程爲御仕立御惠可被下候、立入候義ニ御座候へとも、工料ハ無御斟酌可被仰下候様仕度奉存候、

一御長柄奉行被蒙仰候付、愚存可申上様、御下問承知仕痛入候、右様之武備、夫ヨ御家風有之ものニて、況戰伐之大功勳有之御主家ニ付、夫を御守御座候ハ、可然、此の義は別段申上候義、更無御座候、

一一昨年甲午之腐作も差上候事有之候付、當丙申之義も愚慮一寸左ニ御話申候、堯夫先生之元會運世ニ引當候ハ、年内可慮事とも不少也、東都三月十三日に、公侯爭一件、世上風聞高く、則十三日ハ丙申ニテ東火西金克鬪、日躔ハ婁六度、熒惑茂觜參、月ハ翼軫之交、何れも斬伐を呈し、箕畢二星風雨を好候而已ならず、餘星も敗亡無疑去年彗孛西北よ出、南へ流沒いたし候、先書ニも被仰下候、彼但州弑奪之咎徵ニテ可畏よ、世事近來不堪聞、扱先月中小谷左金吾殿義、伊州より内よ御西游のよしニテ、拙家枉訊有之候處、春來當表も一變事出來、甚不思議成ル義ニテ、番上ニハ難書取、此一件ニテ同番之者共、東都へ被召、罷下候、僕は何茂先差構ひ候義ハ更無之候ヘ共、一已之深慮を以、都而之對客は御斷居候、吳よ殘懷之至ニ御座候、一應以書中小谷氏

天保七年。

闕大鹽平八郎伯父、東
組與力大西與五郎、東
坂一心寺の僧と計り、大
同寺内へ、東照廟を建立せんとし、東町奉行
大久保讚岐守を通じて
出願したり、此事幕旨
に忤ひ、一心寺住持は
死刑、奉行は革職とな
れに代り、東組與力を江戸に召問し、糺弾數
月に及びし、重大事件
書外に溢れて、殊勝に覺ゆ。

ハ断申進候得共、猶御地へ被罷出候ハ、宜様御断御通し可被下奉頼候、此の人胸字
□々如有容義、始而承知、感悟仕候、其内游行仕候ハ、小谷氏可相訪と奉存候、其
節貴兄も再會仕、時節感嘆之次第をも御話可申上と奉存候、真之桃花源有之候ハ、
其處へ逃遁仕度候得共、當時者深山幽谷逆茂、俗吏之跡有之、塵紛市朝同事、夫故却
而修身之二字を以塵を塵中ニ避候かいたし方無之哉と被存候、此粗俗乍輕少呈上仕候
御近作等御座候ハ、御錄し御垂示可被下候、先者乍延引、右御再答迄如此御座候、恐
惶謹言、

五月十三日

平松道兄

尙より御覽後丙丁ニ付し可被下候、當表相應御用も御座候ハ、無御遠慮可被仰下
候、已上、

關天保七年。

廿二日之貴翰、早速相達、拜見仕候、梅氣難霽、彌御壯適被成御勤、奉敬壽候、然は
孝經小本五十部御贈被下、奉深謝候、每事拜納之儘にて、御禮相缺、赧顏之至に御座
候、甚危末に御座得候共、此危筆一宮進呈仕候、御莞納、御經費之御一助に相成候は
ハ大悅仕候、

一御槍備之義、再應被仰下、奉恐入候、萬一愚考も有之候は、逐而可申上候、
一先頃御家來雨中に被參、滿身潤ひ候體、折節滂沱、前路及夜、潦水之患難被斗に付
墊にて一宿爲致候迄にて、何も構ひ不申候處、御叮嚀に被仰下、奉痛入候、

一門人自盡、并賊面へ灸治いたし候義等、江戸表より御傳聞有之、右自盡に付候ては
小生申勸候由に御聞取、無理も有之趣、乍去、門人は殖へ候取沙汰有之、虛實御分兼
且此度紙筆にも難載一條、御交友之御中、御關念にも有之候間、詳に可申上旨、承知
仕候、官路吏途之義は、何處にも、公に不申、祕し申譯に候得共、右體東より御聞取も
有之候事に付、粗及傳聞候義、左に申上候、右門人自盡と、賊面灸は、兩件に無之、
則一事にて、右門人は町同心共の内にて、一人は年廿一にて、氣象強く、一人は溫厚
人に御座候、氣象強き者は、槍術もいたして、元來賊しき動向は無覺束、何れ禍を可
蒙哉と被存、益成括之死を難免哉に、風と存、昨年五月頃勤向を辭退役をいたし、跡
は實弟も有候、夫へ讓、心長く學問いたし、右業成就上は、他へ被抱仕候て可然様、
其朋輩を以、再三當人初父母并叔父へ茂申聞候處、其頃盛に相勤、盜賊环を追捕いた
闕盆成括、孟子稱其小
有才、未聞大道、仕齊
見殺、

し居役をいたし候故、右體退役いたし、其弟へ跡を讓候不可致義は、甚殘念之由、強而申聞不取用、況小身賤者之義に付、左も可有之義與、無證方其儘にいたし候處、當人其後、小生之察も不用、元氣之役を勤、最早危く相見へ候付、破門いたし候段、朋友を以達し置候、殘一人温厚に候へ共、勤向に掛り候と、自然に甲乙を爭候、利路之事に付、道理は疎に相成候筋にて、講釋等も承に參不申候、然ル處、昨年已來、賊不少よし、右之者共、外に一人申合、キン着切と申小盜を、懲之ため、其面へ灸をいたし、又は髪を剃り追放ち候義も有之、右體之義、自儘にいたし候段、不相濟候趣、頭支配より察度受、何角自分等にも存心有之、取斗之由ニテ、申立候處、其勢差縫、吟味可及旨申渡し候處、私慾非分いたし候には無之、畢竟賊害を可除ため、淺慮之餘、取斗候義を、吟味受候ては、一旦學問もいたし候身、可死不可辱之義をも、耳に挿居候哉、吟味可致旨、尙又強く沙汰有之哉否、自分與自盡いたし候義にて、表向病死にて、届いたし候様沙汰有之、其通取斗候段、跡にて及承候、右父母叔父共に至迄、小生之先見を感じ、早く退身爲致候ハ、ケ様之事は無之と申居、後悔いたし居よし、素より破門いたし有之候ても、右體可死不可辱之義を思ひ、自盡いたし候、小身并若輩不似合不惑と存候、小生元來人に不善を勸、無理之義を取斗候事は、是迄不致、夫故親類又は門人に至迄、種々様々之事有之候共、強而心配は不仕候、只其人不明にて阱中落入候義を悲嘆いたし遣候、定而江戸へは、色々謠言いたし候者茂有之哉に承傳居候、小生素より退身いたし候已前、勤向等之義は勿論、隱居仕候事共、萬端上之氣受不宜よし、古來賢哲何れも學問を以、陰禍被受候例甚多し、小生如き不肖もの、ケ様に退身、七年之間、無事に窓底におゐて經籍を讀、安樂に消光いたし候は、誠餘分之義に難有、此上いか様に相成候とも不苦、只方寸一點之靈光を恃にいたし、命を俟而已に御座候、知已之老兄にあらずして、誰能昭察いたし吳候哉、且門人殖候よし御聞は、全御誤やに奉存候、何にも殖不申候、又減しも不致候、一二之篤信輩と、大學之道を講磨もいたし罷在候、扱又此節之故障も、御關念に付可申上、色々御心切辱奉存候、是は當時江戸調に相成有之、引合も六ヶ敷事之由、定而無程發落可致哉、夫迄に傳聞之次第申上候ては、官路之祕事を漏候に當候、迷惑仕候、何れ其内相濟候ハ、之候て、右を御一覽、心事御推察可被下候、猶楮餘音之時に申残候、不備頓首、可申上候、何にも小生に係り候事には無御座候、吳モ御安心可被下候、

一大學刮目八卷、此節校訂相濟申候、古今說を引候ても、理財用人之利害を論有之、自然御寸益にも相成候ハ、一部爲寫遠達仕候様可取斗哉、十四年已來精力を盡し有

五月廿九日

大鹽後素

平松道兄

御端書之趣、愚息へ申聞候處、宜御禮申上吳候様申出候、乍憚御家内御一同様へ宜奉賴候、已上、

關天保五年か、武備志の事見ゆ。

先月十六日之御手帖、同廿二日着、拜見仕候、暑前に候得共、時氣不順、愈御壯適奉賀候、不肖儀、逆上故哉、眼疾、先月末より今に讀書相廢し、養生罷在、然し八分平愈、乍憚御關心被下問敷候、扱掌善寺和哥慥落手、養源大夫御書翰御遣し、拜見恐縮御序宜被仰上可被下候、御約束之武備志壹冊、漸寫上候付差上候、已上十冊追々に贈進可仕候、隙々爲寫候儀に付、急には參不申候間、左様御承知可被下候、眼疾平愈次第、直書を以可相伺候得共、當時養生中に付、先不取敢、門人代筆御仁恕可被下候、早々如此御座候、以上、

五月十一日

平松健之助様

大鹽平八郎

關王旭、字景初、東平人、與王構王磬以文章名于世、天下號爲三王。有蘭軒集、許魯齋、名衡、字仲平、河內人。

廿五日御封狀、今朝到來拜見仕候、秋暑強御座候處、彌御安泰被成御起居、奉恭祝候無御滯御歸國、目出度奉存候、別封書狀、昨日は飛脚休日に付、今日可差出候處、右到來いたし候、委細は跡より裁謝可仕候、今朝童生之爲寫候、元王旭許魯齋先生へ呈し候書牘進上仕候、御一覽可被下候、末に朱點加置候處而已にて、先賢にも如此厚意被申盡、魯齋へも全ク□被申候も、只此事に候、誠意に諫言仕候、流涙仕候、先頃お度々御教示、且賞臨も被下候事に付、差上候義に御座候、餘は後便に可申盡候、已上、

七月四日

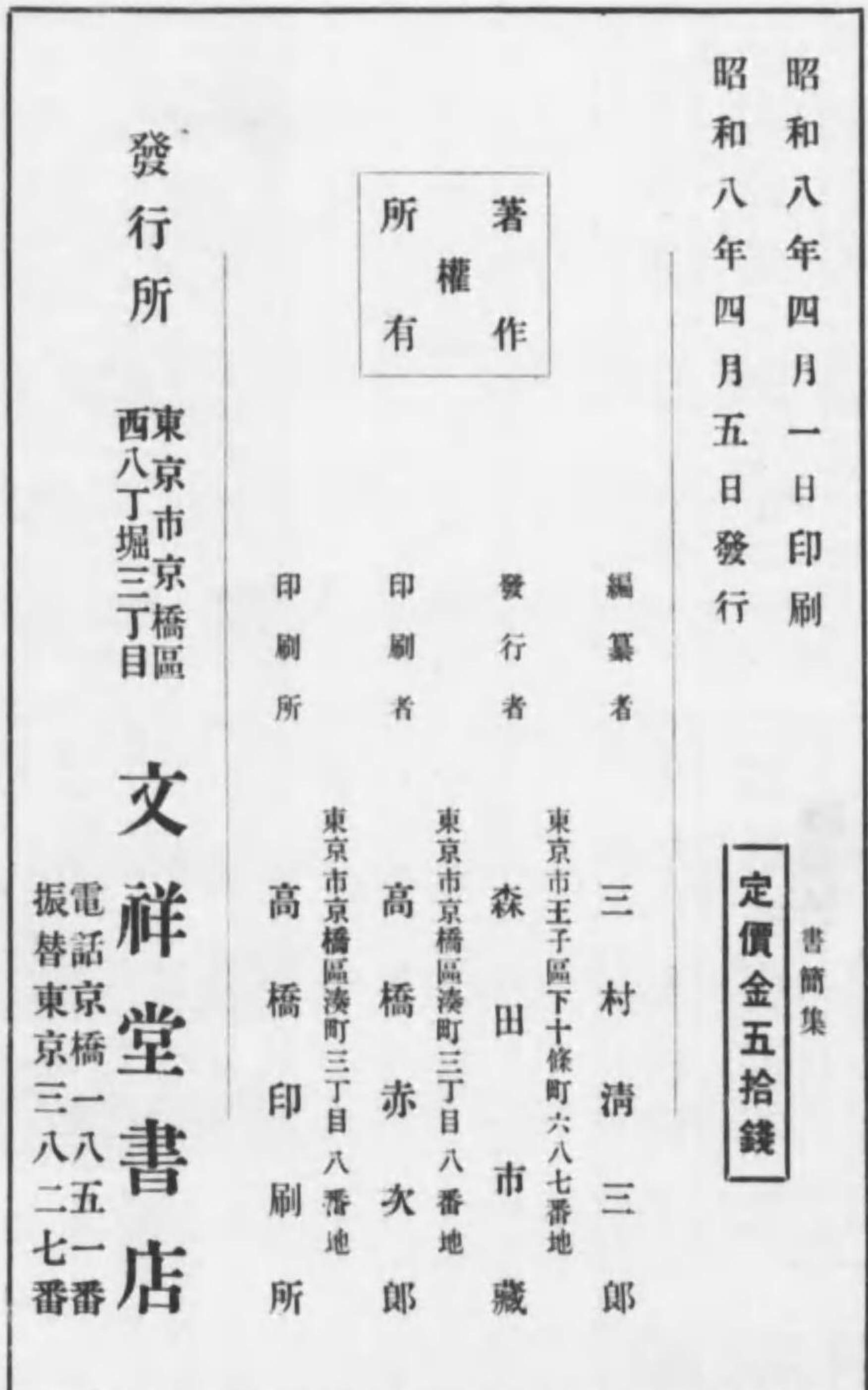
健之助様

平八郎

後素手簡終

後素手簡

此の手簡二十餘通は、予が伊勢に在りし時、採録せしものなり、或は云、大鹽氏の敗るゝや、伊賀に走り、還つて大阪に至りて自殺すと、大鹽氏の舉兵は、天保八年二月にて、此手簡は、其前年七月までのものなり、若し舉兵間近きもの存するあらば、多少機微に觸るゝものあらむも知る可からず、想ふに當時丙丁に附して疑を避けしもあるべし。且人各好惡あり、津藩の儒臣拙堂樂齋竹坡集松等皆深く大鹽氏と交り、賓師敬所亦舊交あり、獨り宿儒竹庄擴して見ず、其所由を詳かにせざるなり。但予亦大鹽氏を好まず、勢ひ擧て稱せず、蓋予小戸杯中の物を喜ばず、其好惡亦如是のみ、豈他あらんや、今これを叢書中に加へ、聊聞見を標記す、煩を避けて参考する所の書名を記さず、丁卯七月十四日三村清三郎。



三村清三郎先生註解

新 最 刊

馬琴翁書簡集

菊判 洋裝 帧
全紙數四百四拾餘頁
定價金二圓三拾錢
送料金廿二錢

三村清三郎先生曰——若し馬琴自ら馬琴を描いてゐるもの求むるとしたら、これに越すものは無い。骨を折つてかいた創作よりも、不用意に作つた手紙の方が、どれ程作者の面目を出してゐるでせう。何といつても一代の文豪の彩筆です。筆の趣く所、自己と周囲と、時代と世間とを活躍させてゐる。それに今から解し難いことは、一々頭註を加へ、馬琴を知る爲めに、末に委しい系圖も添え、検出し易いやうに目録と索引も附しました。

【刊 新 最】

藤貞幹書簡集

菊判和裝全一冊
送料金六錢

本居大平書簡集

菊判和裝全一冊
送料金四十一錢

太田全齋書簡集

菊判和裝全一冊
送料金四十一錢

本居宣長書簡集

菊判和裝全一冊
送料金五十一錢

狩谷掖齋書簡集

菊判和裝全一冊
送料金五十一錢

大鹽平八郎書簡集

菊判和裝全一冊
送料金五十一錢

村田了阿書簡集

菊判和裝全一冊
送料金五十一錢

七二八三京東替振 一五八一橋京話電 店書堂祥文 區橋京市京東三ノ三堀丁八西 所行發

終

